

令和8年熊本地震で被災し豊橋市へ 避難された方に災害避難者見舞金を給付します

令和8年7月に発生した令和8年熊本地震により住居等に被害を受けられ、本市へ避難された方へ災害避難者見舞金を支給します。

1. 対象者

地震被害に伴い、豊橋市に避難され30日以上居住している、または居住する見込みの方で、罹災証明書が発行された家屋に居住していた方（災害救助法適用市町村に住所を有していた方に限ります。）

2. 支給額

支給対象者の世帯員数をもとに、以下の表のとおり支給いたします。なお、支給対象者が同一住所に居住している場合は同一世帯として考えます。

世帯員数	支給額
1人	20,000円
2人	30,000円
3人	40,000円
4人以上	50,000円

3. 必要書類

①豊橋市令和8年熊本地震災害避難者見舞金支給申請書

②罹災証明書

③世帯員全員の本人確認書類の写し

④見舞金の振込先がわかるものの写し（通帳等の写し）

※その他、上記以外の資料のご提出をお願いする場合もございます。

4. 提出先

豊橋市役所福祉部福祉政策課（東館3階）

5. 申請期限

令和9年1月29日（金）

6. 周知方法

市ホームページやSNS等で周知します。